

## 「秘密保全法制」に反対する特別決議

政府は「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（以下有識者会議）の報告をもとに、「秘密保全法制」の整備を目論んでいる。この法制は記者の自由な取材など報道の自由を脅かし、国民の知る権利を奪う危険性を孕んでいる。民主主義の根幹を脅かす法制をMICは絶対に認めることはできない。

政府の設置した有識者会議は、昨年8月、同法制についての報告書を公表し、政府の検討委員会はこれを受け、法案化作業をすすめている。報告書では「①国の安全」「②外交」「③公共の安全と秩序の維持」の3分野の情報を、国の存立にとって重要な情報として「特別秘密」に指定して保全の対象とすることとした。適用の対象は情報を有する行政機関のみならず、行政の委託を受けた独立法人や民間事業者が作成、取得する情報までを含むとしている。

だが、「特別秘密」の範囲はきわめて曖昧で広範だ。かつて、労組や市民など幅広い国民的な運動で登場を許さなかった「国家機密法」（スパイ防止法）よりさらに秘密の範囲を広げてさえいる。具体的には「③公共の安全と秩序の維持」の部分は、警察法1条をそのまま持ってきたような書きぶりだ。これは、警察情報に見られるように、あらゆる情報を秘密にできると言っているのと同じである。原発情報や公害、いじめなど国民にとって必要でも政府にとって都合の悪い情報を「特別秘密」として隠すことが可能になる。特別秘密は、具体的事案を別表で列記するというが、恣意的に運用される恐れが極めて強い。

また、厳罰化も大きな特徴だ。現在でも国家公務員法における公務員の守秘義務が規定され（1年以下の懲役）ているにも関わらず、さらに重ねて5年または10年以下の厳罰を科すとしている。厳罰化は公務員の意識に萎縮効果もたらす。それは、情報公開に対してであり、私たちの取材活動に対しても及ぶことが予想される。取材源が法でがんじがらめにされることは知る権利のありように重大な危機をもたらすと言わざるを得ない。

さらに、秘密漏洩の教唆（そそのかし）、共謀、扇動を処罰の対象とした。報告書では「正当な取材活動は処罰の対象としない」とするが、その判断は権力に委ねられている。例えば、報道機関で日常的に行われている夜討ち朝駆けなどの取材活動を「漏洩の教唆」と判断するのも権力の胸先三寸にかかっている。そもそも、秘密の範囲が広すぎるため記者は「何が特別秘密なのか」を知らずに日常的な取材を行わねばならない。そのことは、重罰化もあいまって、取材活動に強い萎縮効果を与えるだろう。真実に迫れないメディアは、政府の広報機関に成り下がり、国民の信頼を失うことも予想される。

以上、法整備に関わる数々の問題点を指摘してきたが、そもそも法整備の検討のきっかけは、2010年の沖縄・尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件の映像流出だったとされる。しかし、この流出事件で、情報を漏らした職員を起訴することすらできなかった。大仰に騒いでみたところで、法を作る根拠である「立法事実」さえないのである。国民の知る権利に応えるべき情報を「国家機密」にすり換え、国民の目をふさごうとする悪法である。

民主党は情報公開の拡充を公約に掲げ、政権の座についたはずだ。今回の法整備は明らかに公約とは逆行するものである。求められているのは、国民の知る権利と報道の自由を侵害する法整備ではなく、公約を守った情報公開法の拡充だ。MICはこのような野蛮な法律が国会提出されないよう、弁護士や市民団体、広範な国民と共同し全力で闘う。

2012年9月29日

日本マスコミ文化情報労組会議 第51回定期総会